

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2593号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

高島のウミネコ(大分県)



山形県南部、朝日連峰と飯豊連峰に囲まれた中に小国町はある。面積は740平方キロと広大で、東京23区はすっぽりとその中に入る。文禄4年(1595)編纂の『邑鑑』に記載されている現町内の集落は約60にのぼり、その殆どが現存する。その後、開発された集落を併せて昭和40年には117集落あつたが、集落移転事業や自然消滅で100を切ることになり、昨年の豪雪が集落再編の動きを早めている。

「母ちゃん市場」

法政大学現代福祉学部学部長 岡崎 昌之

中心に結成された16名の「母ちゃん市場」の活動が注目を集めている。採れ過ぎの自家野菜を棄ててしまうのは勿体ないと、力を合わせて直売所を開いたことが切っ掛けとなった。豪雪地帯なので冬期間は難しいが、駅前や町立病院で週2回市場を開設する。豊富な季節野菜、キノコ、山菜、花卉類を販売する。こうした元気な農山漁村の女性グループが全国に生まれ始めている。遠野市の道の駅「風の丘」で夢咲き茶屋を営営する「綾織・夢を咲かせ

もくじ

情報	随想	情	報	フォーラム	政	活	活	活
報	報	報	報	策	策	策	策	策
政策	政策	政策	政策	政策	政策	政策	政策	政策
策	策	策	策	策	策	策	策	策

町村Navi	19
評論より先ず行動	(17)
政策リーダー	(15)
新潟県出雲崎町長 小林 則幸	(11)
住民参加による病院づくり 鳥取県南部町	(8)
国の権限強化へ、教育3法改正で答申 中央教育審議会	(5)
本田副会長が教育委員会制度見直しを要請 自民党・総務部会	(4)
教育委員会への国の関与の強化案に対する反論 地方六団体	(3)
総務省研究会が「入札契約適正化・支援方策」で報告	(2)
観光立国推進基本法を施行	
在宅・メンタル・ITをキイワードとした	

写真キャプション

佐賀県半島の沖合約3.5kmに浮かぶ高島周辺は、県の天然記念物に指定されているウミネコの繁殖地。自然豊かなこの島には、毎年約5000羽のウミネコが飛来する。切り立った岩肌に見る産卵の光景が、春の訪れを告げる。

中央教育審議会

国の権限強化へ、教育3法改正で答申

宮城常任理事が教育委員会の統廃合等で意見

文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会は、3月3日に教育制度分科会・初等中等教育分科会、3月10日に総会を開いて教育関連3法案についての答申をとりまとめ、伊吹文部科学大臣に提出した。

する文部科学大臣の是正の指示・勧告については認める内容とし、「地方分権の流れに逆行する」と強く反対していた地方側の意見を付記する異例の決着となった。

同審議会には、本会から宮城篤実常任理事（沖縄県嘉手納町長）が委員として出席。この他、地方側から石井正弘岡山県知事、北脇保之浜松市長が委員として審議に参画した。

これを受けて中央教育審議会は2月6日に新体制で初の会合を開催、3月中旬までの法案提出に向けて短期間での集中審議を行った。

最大のテーマとなったのは、地方教育行政法における文部科学大臣の教育委員会に対する是正の勧告・指示など国の権限強化に関する問題。



宮城全国町村会常任理事

教育関連3法案（学校教育法・教員免許法・地方教育行政法）については、安倍内閣が今国会での成立を目指しており、政府の教育再生会議の第1分科会が、去る2月5日に提言をまとめている。その内容は、教育委員会と教育長の役割・権限の明確化、教育委員会の第三者評価の実施、人口5万人以下市町村における教育委員会設置の弾力化、県費負担教職員の人事権の市町村への移譲、文部科学大臣による教育委員会への是正勧告など8項目。

これについて、全国町村会など地方三団体は2月6日、地方分権の観点から問題であり、各地域がそれぞれの実情に応じて創意工夫や主体性を発揮できる制度とするよう求める意見書（町村週報第2590号・2月19日付参照）を提出したほか、同27日には、「教育委員会への国の関与の強化案に対する反論」（別掲）を提出。十分な検証・分析が行われないまま国の権限を強化するのは拙速であり、地方分権の視点に立った検討を行うよう強く求めた。

文科省と地方側との間で議論が

活 動

紛糾する中、答申案の作成は梶田 一任されたが、文部科学大臣の教 委に対する是正の勧告・指示権は 認められた上で、地方側からの強い反 対意見があったこと、権限を発動 するにあたっては第三者機関の意 見を聞くべきだとする提案もあつ たことを付記する内容となつた。

また、文部科学大臣の教育長任 命関与については、「関与」の内容 が不明確な上、人事への事前の規 制につながる可能性があるため、 審議の中でほとんど賛成する委員 が出なかつたことから、答申から は削除された。

なお、本会の宮城常任理事は3 月3日の教育制度分科会・初等中 等教育分科会で、地方側の意見は これまで表明してきた通りだとし た上で、「教育長の任命や教育委 員会の構成、教育委員会の統廃合 の問題について、地域ごとの実態 を反映する仕組みを考えることが

重要」などと述べ、地域の実情に 配慮した制度設計の必要性を訴え た。

伊吹文部科学大臣は、この答申 を3月12日に安倍晋三首相に提 出。安倍首相は2月の教育再生会 議の提言などと併せ、国の権限強 化の方針を打ち出した上で、教育 再生関連3法案の作成を指示し た。政府は同3法案を今月中に閣 議決定し、今国会に提出すること としている。

●自民党・総務部会●

本田副会長が 教育委員会制度見直しを要請

自由民主党総務部会は、2月27 日、教育委員会制度の見直しにつ いて地方六団体からヒアリングを 行い、本会から本田恭一副会長 (鳥根県斐川町長) が出席した。

ヒアリングは、政府の教育再生 会議・第1分科会が2月5日、「教 育委員会制度の抜本的見直しにつ いて」とする提言をまとめたのを 受けて開催されたもの。同提言に は、文部科学大臣による教育委員 会に対する是正の勧告や指示とい った関与を強化するなどの内容 が含まれており、これに対し本田 副会長は、「教育委員会に対して

意見を述べる本田全国町村会副会長



国が直接権限を持つのではなく、 首長が権限を持ち、きめ細かく対 応することが教育の正常化につな がる」と反論。また、「国は、教育 に関する理念や基本方針は示すべ きだろうが、権限や命令だけ強化 しても問題の解決にはならない」とし、「斐川町では学校で起こる 様々な問題について教育委員が集 まって一つひとつチェックしてお り、教育関係者だけでなく職員や 時には自分も加わり全員で解決す ることを考えている」と述べた。

さらに、「いまいちばん問題なの は、人間の尊重や命の尊さについ て子供たちが置かれている環境を きちんと調査すること」とし、「一 例として、人を殺すテレビゲーム が与える影響などについて対策を 講じる必要性を訴えた。

国が直接権限を持つのではなく、 首長が権限を持ち、きめ細かく対 応することが教育の正常化につな がる」と反論。また、「国は、教育 に関する理念や基本方針は示すべ きだろうが、権限や命令だけ強化 しても問題の解決にはならない」とし、「斐川町では学校で起こる 様々な問題について教育委員が集 まって一つひとつチェックしてお り、教育関係者だけでなく職員や 時には自分も加わり全員で解決す ることを考えている」と述べた。

さらに、「いまいちばん問題なの は、人間の尊重や命の尊さについ て子供たちが置かれている環境を きちんと調査すること」とし、「一 例として、人を殺すテレビゲーム が与える影響などについて対策を 講じる必要性を訴えた。

中教審答申のポイント

〔学校教育法〕

義務教育の目標に「我が国と郷 土を愛する態度」公共の精神に基 づき社会の形成に参加する態度」 などを新設。

義務教育は現行通り9年。

幼稚園・小中高校などは副校長・ 主幹・指導教諭を置くことができ る。

〔教員免許法〕

教員免許の更新性を導入。免許 状の有効期間は10年とする。

勤務実績などで更新講習の必要 がないと判断された教員は受講免 除。

免許更新時の講習は30時間程度。

任命権者は第3者による審査会 の意見を聞き、指導が不適切な教 員を認定、研修を実施する。研修 後も指導が不適切な場合は免職な どの措置を講じる。

〔地方教育行政法〕

1、教育委員会

市町村は、教委の共同設置、広 域連合などにより、広域で教育行 政事務を処理する体制の整備・確 立に努める。

教育委員の数は、5人を原則と

活動

し、都道府県・市の教委は6人以上、町村の教委は3人以上を可能とし、保護者が必ず含まれるようにする。

教育委員の所掌事務のうち、文化、スポーツに関する事務は、首長が担当できる。

2、国の関与

教育で著しい不適切行為がある場合、地方自治法の「是正要求」に加え、国がこれらの事態に適切

に対応できるよう、教委に対し文部科学大臣による何らかの措置(指示等)を行うことができるようにすべきとの意見が多数出された。

ただし、その際には専門家などで構成される調査委員会等の報告を参考に対応すべきとの意見、国

が指示できるような制度を新たに設けることは地方分権の流れに逆行するとの意見、是正の要求を

行った事例がないのに、より強力な関与を設ける必要性はない、などの強い反対意見が出された。

教育長について、国が任命に関与する「任命承認制度」については賛成意見がほとんどなく、これを採用しないことが適当。

3、私立学校

私立学校に対し、教育委員会が指導を行うことを可能とすることは採らないことが適当。

(別掲) 地方六団体

教育委員会への国の関与の強化案に対する反論

現在中央教育審議会において、教育再生会議の第1次報告などを踏まえ、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に向けた審議が行われている。この中

では、文部科学省から 文部科学大臣への教育委員会に対する是正勧告・指示権の付与、教育委員会等の文部科学大臣等が行う調査への協力、 文部科学大臣の教育長の任命への関与、という教育委員会に対する国の関与の強化が提案されている。

これまで地方は、このような国の教育委員会に対する関与の強化は、「平成12年に施行された地方分権一括法による改正前の教育行

政に後戻りさせかねないものであり、受け入れられるものではない」と繰り返し主張してきたところである。しかしながら、このような地方の声に耳を傾けることなく、提案の撤回・見直しが行われないのは誠に遺憾であり、改めて反対を表明するものである。

教育委員会に対する国の関与のあり方は教育制度の根幹に関わる重要な問題である。今回は、検討・議論を重ねる十分な時間も与えられておらず、現在文部科学大臣が持っている関与の権限・手段で何が不十分なのか、あるいは運用の問題なのかなどについて検証・分析がなされていない。また、

今後政府においては、教育委員会制度のあり方について、このような地方分権の視点に立って、十分検討するよう強く求めるものである。

「談合」と「政治家の癒着」と「政治家・公務員の不祥事」は、「三位一体」で、本格的な入札改革の実施により談合がなくなれば政治家の癒着も不祥事もなくなるという関係にある。全国知事会で談合防止指針が採択され、総務・国土交通省が市区町村への一般競争入札導入の要請方針を固めるなど、制度のより一層の進化が求められている。喫緊のテーマである入札改革に取り組む自治体関係者に必須の一冊である。

新刊紹介

「進化する公共入札・調達システム 業務・制度の改革と運用」

急進する公共入札・調達改革 制度設計・見直しのための実務資料集(最新版)。

監修は桐蔭横浜大学教授の鈴木満氏(元公正取引委員会首席審判官)。

本書は、談合規制強化に対応するための各種法制度 改正独占禁止法、官製談合防止法、公益通報者保護法、品質確保法等の整備内容や背景を解説し、その運用を入札改革先進自治体の取り組みを中心にまとめたものである。

先進自治体の取り組みとしては、指名競争入札から一般競争入札への移行方策(明石市)、電子入札システムの導入と運用の課題(横須賀市、松原市)総合評価落札制度の仕組み(長野県)等を詳解している。今後の入札改革の焦点となる品質の確保とダンピングの排除の両立についても触れ、「よい仕事をする業者が報われる仕組み」の構築と地元産業の育成等、自治体経営の視点に立った入札改革の取り組みを網羅している。

申込みは地域科学研究会(03・3234・1231)まで(07・2刊、A4判、184頁、9,975円、税込送料込)。

政 策

総務省研究会が「入札契約適正化・支援方策」で報告

市町村は1年以内に
一般競争入札の「取組方針」を

総務省の「地方公共団体の入札契約適正化連絡会議」が2月23日、「入札契約適正化・支援方策」をまとめた。「すべての自治体で一般競争入札を導入する」との基本方針を打ち出した上で、直ちに導入が困難な市町村にも一年以内に「取組方針」を定め速やかな実施を求めたのが特徴。このほか、電子入札の速やかな導入、総合評価方式の導入・拡充、談合等不正行為に対するペナルティ強化、などを盛り込んだ。併せて、体制が脆弱な市町村に対する国・都道府県の支援方策も提言した。これを受けて、総務省は、近く同「取りまとめ」に盛り込まれた具体策の実施を各地方自治体に要請する。

最近、国や地方で、いわゆる官製談合事件が続発。このため、総務省が地方自治体の契約担当部長と国土交通省・総務省の担当課長による同連絡会議を設置、入札契約の適正化と地方自治体の取組み支援策を検討していたもの。なお、全国知事会も昨年12月18日、「指名競争入札を廃止し、当面1千万円以上の工事は原則、一般競争入札による」との方針を盛り込んだ。「指針」をまとめている。

◆県は1千万円以上を一般競争入札で

「取りまとめ」は、「地方自治法令上、一般競争入札が原則とされ

ている」ことから、「すべての地方公共団体において、一般競争入札を導入する」との方針を明記。その上で、都道府県・指定都市は一定金額（1千万円）以上の契約は「原則として一般競争入札によるものとし、早急に取り組む」とした。また、直ちに一般競争入札導入が困難な市町村も原則として一般競争入札によるべきであるとした上で、「当面1年以内に取組方針を定め、一般競争入札に必要な条件整備を行い、速やかに実施する」とした。

また、一般競争入札の「参加資格」等について、「地域要件」を設定する際は、「当該地方自治体の

潜在的な競争参加者数の状況を踏まえつつ、競争性が十分確保されるよう適切に設定する」との基本原則を示し、格付けの等級区分の対象拡大等により競争参加者の十分な確保に努める。小規模市町村等では、近隣市町村とも連携・協調し、十分な入札参加者が確保されるような地域要件の設定に努める。よう提言した。併せて、中小企業者受注機会確保法に基づき、中小企業者の受注機会の増大にも配慮を求めた。さらに、一般競争入札参加資格審査の事務量増大に対応するため、電子入札システムによる「事前自動審査方式」「事後審査方式」の活用を求めるとともに、競争参加者の負担軽減のため、都道府県単位の資格審査など入札契約手続の統一化も実現するよう要請した。

このほか、「予定価格の事前公表」では、適切な積算を行わず入札する業者が受注するなどの弊害が生じない取り扱いや、「最低制限価格」の設定では、応札結果を反映して最低制限価格が変動する方法など同価入札の減少につながる方法により適切に設定すべきだとした。また、「低価格入札」についても、適正施工に懸念がある企業を排除するため具体的な判断基

準の設定に努めるなど厳格な運用を図るべきだとした。

さらに、設計業務の民間委託推進により設計積算能力などの技術能力の向上が課題となっているとして、実際の設計業務・現場での工事監理業務に携わる機会の確保に努めることや、マニュアル等の作成、専門研修の実施など技術職員の技術能力の研さん、向上に取り組むよう求めた。

「電子入札」についても、競争性が高まることが期待されるとして、未導入団体はできるだけ速やかに導入するよう要請。小規模市町村についても、他の地方自治体との共同運用などにより速やかに導入すべきだとした。なお、電子入札の導入までの間も、郵便入札の活用など不正行為の防止に資する措置を講ずるよう求めた。

◆ペナルティも「3年」に延長

一方、「指名競争入札」については、競争参加者が限定され、指名が恣意的に行われた場合の弊害も大きいとして、指名競争入札ができる場合を限定的な取り扱いとすることに縮小する」とした。

併せて、公共工物品質確保法を踏まえて「総合評価方式」の導入・拡充を求めた。特に、体制が脆弱

な市町村については、簡易型総合評価方式の導入・拡充に努める

「総合評価実施マニュアル」(国土交通省に作成要請)の活用。学識経験者を確保できない団体は単体など共通委員による複数自治体合同で意見聴取できるよう都道府県が協力・支援するよう求めた。

また、談合など不正行為の再発防止を徹底するため、ペナルティ強化として、一般競争入札に参加させない期間の上限を「2年間」から「3年間」に引き延ばす。請負者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せ特約(違約金特約条項)するなど賠償請求に努める。談合情報には警察・公正取引委員会への通報を積極的に行うよう求めた。

さらに、「入札契約関係情報の公表の推進」では、入札契約適正化法で義務づけられている指名競争入札参加者の指名基準情報を速やかに措置する。入札・契約の透明性向上のためインターネットの活用を積極的に図る。入札監視委員会など第三者機関が設置されていない市町村は、早急に設置するよう要請した。なお、第三者機関については、運営コスト等の実情も踏まえ、複数の地方自治体

による第三者機関の共同設置や監査委員など既存組織の活用などを求めた。

同時に、入札・契約の適正化促進には業務執行体制の整備が必要だが、特に小規模市町村には関係業務を適正に実施できるよう支援体制の整備が必要だと指摘。その具体策として、専門技術者の養成のため工事検査担当職員の研修の充実・強化を図る。今後大量退職が見込まれる都道府県職員の団塊世代の技術職員の専門知識・経験を活用するための「人材バンク」を都道府県に設ける。他の地方自治体に入札・契約事務、検査事務を委託するなどの検討を要請。併せて、国と都道府県に対し、総合評価方式の実施や近隣市町村間での地域要件設定の連携・協調、電子入札システムの共同運用、第三者機関の共同設置などで、市町村の取組を協力・支援するよう要請した。

このほか、OBや一定の公職にある者等からの働きかけや要望など、いわゆる「口利き行為」については、当該要望等の内容を記録した文書を作成するとともに公開するなどの取組を要請。共同企業体(JV)についても、受注機会の配分との誤解や施工の効率性を

阻害しかねない、予備指名制度により談合を誘発しかねないなどの問題があると指摘。このため、共同企業体運用基準を策定・公表し、これに基づき共同企業体を適切に活用すべきだとした。また、下請業者の経営安定化のため、下請代金保証制度や下請ボンドの制度化を国土交通省に要請するとした。

なお、総務省が全自治体を対象にした公共工事の入札・契約手続の実態調査結果によると、2006年4月1日現在、「一般競争入札」は、都道府県・指定都市では全団体が本格導入しているが、市町村は33・4%にとどまり、試行導入も13・4%で、53・2%が未導入となっている。また、「総合評価方式」は本格導入が5都道府県(10・6%)、1指定都市(6・7%)、5市町村(0・3%)と少ないが、試行導入は都道府県で28団体(59・6%)、市町村も8団体(0・4%)ある。「電子入札システム」は、導入段階が都道府県は37団体(78・7%)、指定都市が13団体(86・7%)、市町村は148団体(8・1%)あり、実証実験段階は都道府県6団体(12・8%)、市町村106団体(5・8%)となっている。

情 報

全国市町村国際文化研修所
平成19年度市町村長・副市町村長特別セミナー
参加者募集

全国市町村国際文化研修所（JIA AM）では、5月10、11日の2日間、全国の市区町村長・副市区町村長等自治体経営に直接携わっておられる特別職の方を対象に、「市町村長・副市町村長特別セミナー」を開催いたします。

地方行政を取り巻く諸課題についての現状認識と今後の方向性等について、理解を深めていただくために、各界を代表する講師の方々をお招きして、単なる講演ではなく参加型のセミナーとして開催いたします。多くの皆様のご参加をお待ちいたしております。

セミナーの内容

同セミナーの講師と講演テーマは次のとおり予定しています。

5月10日（木）

〔13：15～14：45〕

「厳しさを増す地方財政の現状と今後」

関西学院大学大学院経済学研究科

教授 小西 砂千夫氏

〔15：00～16：30〕

「これからの人事行政」

元 人事院総裁 中島 忠能氏

5月11日（金）

〔9：00～10：30〕

「多文化共生社会に向けて」

明治大学教授 山脇 啓造氏

〔10：45～12：15〕

「レジデンダリサービス
 ～伝説・感動を生むサービス～」
 ザ・リッツ・カールトン・ホテル・カンパニー日本支社 支社長
 高野 登氏
 （予定）

セミナー内容については、都合により変更となることもありませんが、ご了承ください。

経費

参加費は1万円

（研修・宿泊・食事にかかる費用の全てを含む）

申込方法

全国市町村国際文化研修所教務部にFAXしていただくか、もしくはJIA AMホームページの「Web申込み」で4月20日（金）までにお申し込みください。

URL：http://www.jiam.jp

申込書は、JIA AMホームページから、ダウンロードしていただけます。

Web申込み（研修コード07083）

「問い合わせ・申込み先」

全国市町村国際文化研修所（JIA M）教務部

〒520・0106

滋賀県大津市唐崎2の13の1

電話 077（578）5932

FAX 077（578）5906

Email：kenshu@jiam.jp

都道府県別市町村数

（平成19年3月12日現在）

都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計
北海道	130	15	145	35	180	富山県	4	1	5	10	15	岡山県	10	2	12	15	27
青森県	22	8	30	10	40	石川県	9	0	9	10	19	広島県	9	0	9	14	23
岩手県	16	6	22	13	35	福井県	8	0	8	9	17	山口県	9	0	9	13	22
宮城県	22	1	23	13	36	長野県	25	37	62	19	81	徳島県	15	1	16	8	24
秋田県	9	3	12	13	25	岐阜県	19	2	21	21	42	香川県	9	0	9	8	17
山形県	19	3	22	13	35	静岡県	19	0	19	23	42	愛媛県	9	0	9	11	20
福島県	32	15	47	13	60	愛知県	26	2	28	35	63	高知県	18	6	24	11	35
茨城県	10	2	12	32	44	三重県	15	0	15	14	29	福岡県	34	4	38	28	66
栃木県	19	0	19	14	33	滋賀県	13	0	13	13	26	佐賀県	13	0	13	10	23
群馬県	16	10	26	12	38	京都府	10	1	11	15	26	長崎県	10	0	10	13	23
埼玉県	29	1	30	40	70	大阪府	9	1	10	33	43	熊本県	26	8	34	14	48
千葉県	17	3	20	36	56	兵庫県	12	0	12	29	41	大分県	3	1	4	14	18
東京都	5	8	13	26	39	奈良県	15	12	27	12	39	宮崎県	19	3	22	9	31
神奈川県	13	1	14	19	33	和歌山県	20	1	21	9	30	鹿児島県	28	4	32	17	49
山梨県	9	6	15	13	28	鳥取県	14	1	15	4	19	沖縄県	11	19	30	11	41
新潟県	9	6	15	20	35	島根県	12	1	13	8	21	合計	830	195	1,025	782	1,807



観光立国推進基本法が平成19年1月1日から施行されたことを記念して3月13日、東京・九段会館において「観光立国推進全国大会」が開催された。大会は幅広い層の「観光立国」への理解と多くの人々、組織の主体的な取組みを促すことを目的として開かれたもので、福井良盟全国観光地所在町村協議会会長（奈良県吉野町長）はじめ各界代表の意見発表のほか、観光立国実現に向けた諸提言をテーマとする講演や日本の魅力を内外に広めるための方策について議論するパネルディスカッションなどが行われた。

観光立国推進基本法を施行

観光を21世紀の重要政策に

国土交通省総合政策局観光政策課

1、観光立国推進基本法制定の経緯

平成18年9月26日に開催された第165回臨時国会において、議員立法により、43年ぶりに「観光基本法」が全面改正され、新たに「観光立国推進基本法」が全会一致で成立し、平成19年1月1日から施行された。21世紀の日本の発展のために不可欠な課題である観光立国の実現に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することが目指している。

2、改正のポイント

(1) 観光立国推進基本法の概要

新しい法律の概要は次のとおり。

昭和38年に制定された「観光基本法」を改正し、題名を「観光立国推進基本法」に改めることで、観光を21世紀における日本の重要な政策の柱として明確に位置づけ

ている。

観光立国の実現に関する施策の基本理念として、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しながら、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進することが、将来にわたる豊かな国民生活の実現のため特に重要であるという認識の下に施策を講ずべきことなどを定めている。

政府は、観光立国の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「観光立国推進基本計画」を定めなければならないこととしている。

国は、基本的施策として、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成、観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成、国際観光の振興、観光旅行の促進のための環境の整備に必要な施策を講ずることとしている。

(2) 法改正点

法改正された点は次のとおり。

題名の改正

観光立国の実現の推進に関する施策を反映した改正案とすることから題名が「観光立国推進基本法」に改正されている。

前文の全面的改正

政 策

政府は、観光立国推進基本計画(マスタープラン)を策定します。

各地域で、創意工夫を生かした主体的な取組みを推進します。

国際競争力の高い
魅力ある観光地の形成

- 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成
- 観光資源等の保護、育成
- 交通施設の総合的な整備

観光産業の
国際競争力の強化

- 観光産業の国際競争力の強化
- 観光振興に寄与する人材の育成

観光立国の実現
— 住んでよし、訪れてよしの国づくり —

国際観光の振興

- 外国人観光旅客の来訪の促進
- 国際相互交流の促進

国内外からの観光旅行の
促進のための環境の整備

- 観光旅行の容易化、円滑化
- 観光旅行者に対する接遇の向上
- 観光旅行者の利便の増進
- 観光旅行の安全の確保
- 新たな観光旅行の分野の開拓
- 観光地の環境、景観の保全
- 観光に関する統計の整備

観光基本法制定当時から時代の变化を踏まえ、観光の意義、21世紀における観光立国の実現の重要性と国家戦略としての観光立国の位置づけを明確に規定するため、前文が全面的に改正された。関係者の責務等

国及び地方公共団体の責務に加え、住民の役割及び観光事業者の努力を規定している。「観光立国推進基本計画」の作成
政府による観光立国の実現に関する施策の総合的・計画的な推進

を図るため、観光立国推進基本計画を策定することが法律で定められた。「観光立国推進基本計画」は観光立国の実現に関するマスタープラン(基本計画)として位置づけられている。観光立国の実現の推進に関する新たな目標とこれを

あなたの思いを
カタチにします。

増やしたお金の
新選定期預金 **グッドセレクト**

安心、貯れる
総合口座 **ユアパートナー**

お手帳に
いれたいお金の
ご利用いただける **スーパー定期**

実績配当商品
ラインアップ **グローバルセレクション**

年金式定期預金 **季節のたより**

外貨定期預金 **外貨革命**

●資料のご請求は下記までお問い合わせください。
インフォメーションデスク
0120-897-117

信託世代の、
住友信託銀行

ひとまず預けて、いつでも納得運用



- お申込みは100万円以上1円単位。
- お引出しや本商品からの預替えは、1円単位で原則いつでも可能。
- 当社による元本補てん、利益の補足はありません。
- お申込みの際は別途ご用意する商品説明書をご覧ください。

みずほ信託銀行

0120-081506

受付時間/午前9時～午後5時 土・日・祝日・銀行休業日を除きます。

政 策

達成するための具体的施策を盛り込むことを検討することとしている。

3、観光立国のマスタープラン「観光立国推進基本計画」

観光立国推進基本計画は、次の事項について定めるものとする。

観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針

観光立国の実現に関する目標

観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

以上のほか、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

この計画は、国土交通省が原案を作成し、閣議決定されることとなる。

この基本計画にのっとり、政府を挙げ、地域の魅力ある観光地づくりの取り組みに対する支援や、2010年に訪日外国人旅行者数を1000万人とする「目標の達成に向けた、ビジット・ジャパン・キャンペーン」の強化など、観光立国の実現に関する施策を推進することとしている。

4、国が取り組むべき施策

観光立国推進基本法で新たな国の取組については次の事柄が規定された。

国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

・ 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

・ 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成

・ 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的整備

・ 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

国際観光の振興

・ 観光産業の国際競争力の強化

・ 観光の振興に寄与する人材の育成

・ 外国人観光旅客の来訪の促進

・ 国際相互交流の促進

・ 国内外からの観光旅行の促進のための環境の整備

・ 観光旅行の容易化及び円滑化

・ 観光旅行者に対する接遇の向上

・ 観光旅行者の利便の増進

・ 観光旅行の安全の確保

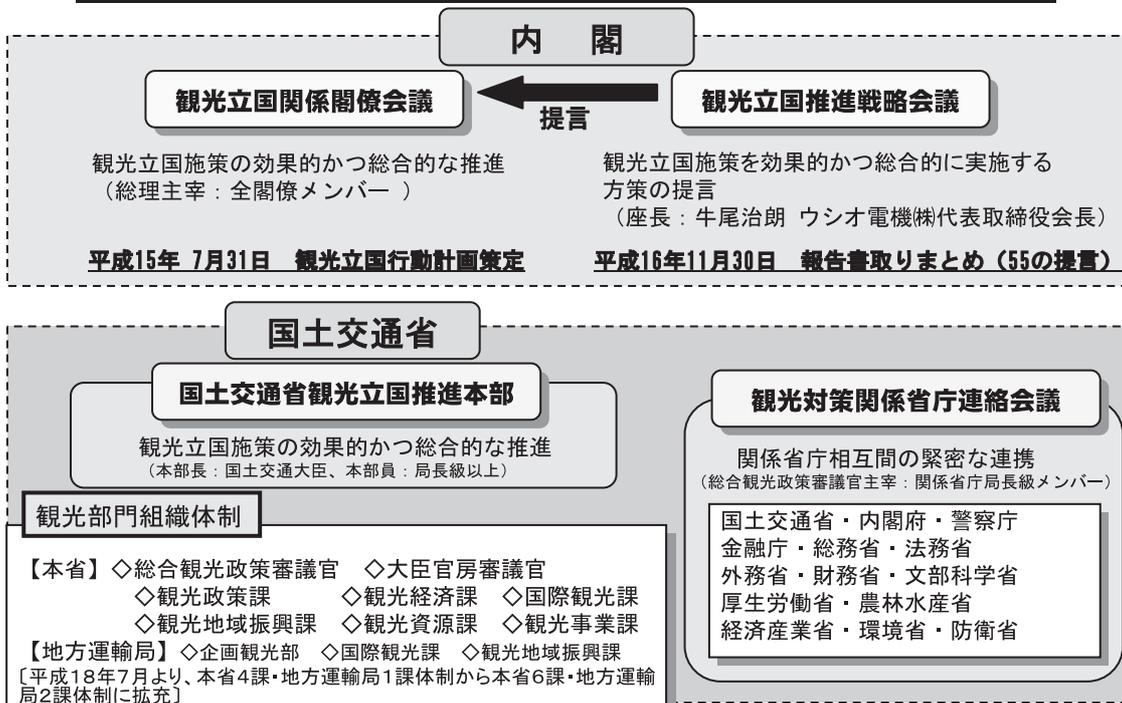
・ 新たな観光旅行の分野の開拓

・ 観光地に環境及び良好な景観の保全

・ 観光に関する統計の整備

(参 考)

現行の観光立国推進体制



フォーラム

現地レポート

町村独自のまちづくり

在宅・メンタル・ITをキーワードとした 住民参加による病院づくり

南部町ってどんなところ？

自然に学び、自然と遊ぶ。
山々の緑と湖、溢れる自然、それが南部町の自慢です。一度失ってしまったら二度と手に入らない「自然」を、南部町は大切にしています。

自然の姿を楽しむ。
南部町の自然は季節ごとにその姿を変え、観る人の目を楽しませてくれます。
春・沸き立つようなピンクに染まる桜の名所が町内のおちらこちらにあり、華やかな春の訪れを



南部町の桜



感じさせてくれます。
夏・日々、色濃くなっていく緑の山々に囲まれた風景は、どこかノスタルジック。失われつつある自然の雄大さを間近に感じる事ができます。

秋・赤や黄色に染まってく山は、まるで絵画の世界。山の幸にも恵まれ、自然の美味しさも堪能できます。
冬・ピンク、緑、赤や黄色と、その姿を変えてきた山々が一斉に白く染まります。月に照らされた白い山は、

なんぶちょう
鳥取県 南部町



西伯病院 正面

町の概要

幻想的な世界へと誘ってくれます。
(南部町公式ホームページより)

鳥取県西端に位置する南部町

は、平成16年10月1日、西伯郡西伯町と西伯郡会見町が合併して誕生しました。町の人口は12,186人、高齢化比率27.37%（平成19年1月31日現在）、東西約12km、南北約17km、総面積114.03km²、周囲を米子市・伯耆町・日

フォーラム

南町・島根県安来市に接する中山間地域です。豊かな自然に恵まれるとともに、県下有数の古墳密集地帯で、大国主命の古事に由来する史跡・地名が多く見られ、律令国家以前から豊かな文化が栄えた場所です。町の南側に鎌倉山（731m）など日野郡に連なる山地、北側に手間要書山（329m）を挟んで平地・丘陵地が広がり、水田地帯と町の特産物である柿・梨・いちじくなどの樹園地が形成されています。

まちづくりにおける西伯病院の役割

平成16年2月に策定された南部町まちづくり計画（西伯町・会見町合併協議会）で、まちづくりの方向として、次の6項目が掲げられました。

- (1) みんなで進める新しいまちづくり
 - (2) 一人ひとりを大切にする教育・文化のまちづくり
 - (3) 人々がふれあう、交流のまちづくり
 - (4) 安全で、安心して暮らせる福祉のまちづくり
 - (5) はたらく人々が充実する産業のまちづくり
 - (6) 人々が自然と共生する循環型社会のまちづくり
- このうち「(4)安全で、安心し

て暮らせる福祉のまちづくり」の中で、「安全な生活の確保と安心できる生活の確保」を実現するために、西伯病院の役割が掲げられ、次のような病院づくりが望まれました。

西伯病院を中核とした医療体制を整備します。（安全な生活の確保）

西伯病院を地域医療・介護及び健康づくりの中核として位置づけ、その機能の一層の充実を図るため、全面改築し、施設基準に合致させるとともに在宅生活支援のため、通所リハビリテーションの開始、訪問看護の充実を図るほか、認知症高齢者のデイケア等の実施により、地域住民へ安心を提供できる病院を目指します。

西伯病院の概要と改築の必要性

西伯病院は、昭和26年10月に法勝寺村ほか4ヶ村の一部事務組合直営病院として開設され、以来、南部町を中心に、米子市、安来市、伯太町ほか鳥取県西部地域の一部を診療圏として、地域医療を提供してきました。県内の公立病院では、唯一、精神科病床を有する病院であり、鳥取県西部地域における精神医療を担ってきました。

既存病院は病床規模210床
一般科102床、精神科108床

という特徴のある病床構成で、一般科102床のうち60床は療養型病床（医療療養型30床、介護療養型30床）となっていました。また、築後42年を経過した病棟があり、建物・設備の老朽化が著しく、求められる診療機能、療養環境に対応できなくなりましたため、全面改築することになりました。

住民参加による病院づくり

平成8年ごろから病院改築に向けて院内で検討が重ねられ、平成14年8月に西伯病院改築基本構想・基本計画の策定に着手することになりました。

これと同時に住民参加による病院づくりを進めるために「西伯病院のあり方懇談会」が設置されました。この懇談会は、地域住民からの一般公募委員3名を含む、町内の保健・医療・福祉関係者など24名の委員で構成され「こんな西伯病院だったらいいなワークショップ」を計2回開催するなど、新しい病院づくりに向けて、次のような意見が集約され、計画に反映されました。

バリアフリー
集約テーマ…人に優しい西伯病院
サブテーマ…移動しやすい院内、分かりやすい院内、利用しやすい病院、癒しの病院、地域交流
外來

集約テーマ…いつでも誰でも安心して受診できる外來

「ホームドクターのような病院をめざして」

サブテーマ…患者を大切にされた救急医療の充実、待ち時間の配慮、誰もが無難に利用できる病院
病棟

集約テーマ…家庭的な病棟
サブテーマ…ゆったり・心の休まる病棟、利用者の生活を意識した設備、コミュニケーションのある病棟

平成15年3月、旧西伯町議会で西伯病院改築基本構想・基本計画が承認され、新病院の基本設計に着手するために、平成15年7月、西伯病院改築設計プロポーザルを地域住民に公開して行いました。これにより、施設建築に重要な役割を担う設計者の選考過程について地域住民の理解を得ることができました。

また、平成15年8月には西伯町・南部町合併協議会まちづくり委員（住民福祉部会）によるワークショップが行われ、ここで集約された意見も基本設計に取り入れられました。

その後、地域住民の意見が盛り込まれた新病院の青写真（基本設計・実施設計）が完成し、平成16年7月、西伯病院改築工事の工事請負契約が議決され、新病院の建築工事ははじまりました。

フォーラム



写真：「みんなで暮らす家」としてのデザイン

西伯病院改築工事の概要
並びに設計コンセプト

工事概要は次のとおりです。
・建築延床面積

15、798・48㎡

・敷地面積 15、674・53㎡

・構造 鉄筋コンクリート造一

部鉄骨造、免震構造（県内病院
初）

・階数 地上5階建

・病床数 198床（一般42床
療養57床、精神99床）

・総事業費 50・97億円

・工期 平成16年7月16日～平
成18年3月25日

「病院の中に街並みを、街並み
の中に病院を」を設計コンセプト
として、次の「5つの特徴」によ

り、親しみやすく地域性に溢れた
新しいタイプの病院づくりを目指
しました。

全体構成は、既存病院用地での
建て替えを前提として、三角形の
敷地の1・2階に外来・デイケア・
検査・手術等、3階に一般病棟・
療養病棟、4階に精神科一般病棟
（50床うち認知症20床）、5階に精
神科療養病棟（49床）を機能的か
つコンパクトに配置しました。

また、平成12年の鳥取西部地震
の経験を踏まえて、免震構造を採
用しました。

「みんなで暮らす家」としての
デザイン（写真）

周辺の山並みに調和した切妻屋
根の重なりや、病棟階のセット
バックによる、威圧感の低減、暖
かみのある外壁、バルコニーの木
調手摺など、地域の風景にとけ込
ませて「みんなで暮らす家」を感じ
させるデザインとしました。



写真：「安らぎの顔」づくり

地域に開かれた「安らぎの顔」
づくり（写真）

街並みを取り込んだ瓦庇の総合
受付、創作和紙の天井照明、地場
産杉材の活用、街角に設けた円形
レストラン、町の無形文化財と
なっている「一式飾り」のある口
ビーなど賑わいと安らぎに溢れた
病院の顔としてエントランスホー
ルを設けました。

認知症のお年寄りのための「思
い出街道」（写真）

2階リハビリ部門の廊下には、
千葉大学中山研究室による地域の
老人会へのヒヤリング調査を踏ま
えて、認知症のお年寄りのための
治療の場として、また地域の憩い
の場として、懐かしい街並みを再
現した「思い出街道」を設けました。

見守りができる「ガーデンテラ
ス」（写真）

低層部の広い屋根面を利用し
て、各病棟から安心して利用がで
き、見守りが必要
な患者さまが身近
に緑を感じたり、
軽い運動ができる
治療、療養の場と
して、屋上庭園

「ガーデンテラス」
を設けました。地
域の方々も気軽に
川辺の桜並木や、
周辺に広がる山々
の眺望を楽しむ事



写真：思い出街道

ができます。

木の温もり床暖房がある「坪庭
型病室」（写真）

病棟は、全ての病室にトイレを
設けると共にデイルームの分散配
置、廊下の縁台など、ベッドサイ
ドリハビリや、精神科患者の社会
復帰へ向けた家庭的環境づくりを
重視しました。また、4床室は全
てのベッド脇に窓がある坪庭型病
室として、夏は天井から、冬は床
下を経由して暖房ができる切り替
え式空調としました。

新しい西伯病院の特徴

在宅

退院後の在宅生活を支援するた
めに、通所リハビリテーションを
設置しました。また、訪問診察、訪
問リハビリテーション、訪問看護

フォーラム



写真：ガーデンテラス



写真：坪庭型病室

など地域住民の在宅生活を支援するための機能の充実を図りました。

通所リハビリテーションでは、平成18年12月には1日平均16・5人(定員20人)、延べ346人の方々に利用してもらい、利用者ごとに担当理学療法士を配置してリハビリ訓練計画を作成し、積極的に個別リハビリに取り組んでいきます。その結果、60人の利用者のうち11人について、要介護度(要支援含む)の改善を図ることができました。

メンタル

精神科医療を地域に提供するために、次の機能について充実を図りました。

認知症高齢者や心身症・ストレス性疾患等の専門医療相談

認知症高齢者の症状改善手法の実証研究

重度認知症デイケア設置

認知症患者専用病床設置

精神障害者の中間的施設での生活支援

IT

医療情報の一元化・共有化並びに業務の効率化を図るとともに医療データの蓄積による医療の質・病院機能及び患者サービスの向上を目的として、次の12項目を基本原則として、電子カルテシステムを導入しました。

厚生労働省の電子カルテ指針を遵守したシステム

安全で信頼性のあるシステム(止まらないシステム)

総合医療情報システムを構築し、病院全体の業務改革を進めるシステム

費用対効果を勘案した上で、原則としてペーパーレス、フィルム

レスを目指す

単純なシステムパッケージを使用し、カスタマイズは必要最低限とする。システムパッケージに業務を適応させる。

標準的なデータ形式及びコード体系を使用するシステム

更新時にメーカー、機種を変更しても過去のデータが円滑に移行できるシステム

発生源入力を原則とするシステム

入力作業が容易で、入力者負担が極力少ないシステム

入力・蓄積されたデータが、有効かつ十分に利用されるシステム

セキュリティ対策に優れたシステム(個人情報保護法を遵守できるシステム)

小規模自治体病院の標準となるシステム

平成17年12月から本格稼働した電子カルテシステムは、大きなトラブルもなく1年以上が経過しました。

しかし、先日、受電設備のトラブルによる停電が発生し、発電機が作動しなかったため、電子カルテシステムが完全に停止してしまいました。その時には、外来診療業務がストップするなど、今や電子カルテなしでは診療業務が進まない状況となっています。また、電子カルテシステムの導入により、会計待ち時間の短縮、検査結

果の提供など患者サービスの向上に役立つとともに、入院・外来ともに診療単価がアップし、経営改善にも貢献しています。

今後の課題

在宅・メンタル・ITをキーワードとした住民参加による病院づくりにより、「患者本位の医療の提供」、「快適な療養環境づくり」、「地域包括ケアシステムの構築」を実現するための基盤が整いました。平成18年4月には、院内に地域連携委員会を設置して、保健・医療・福祉の連携強化に向けて取り組んでいます。

また、平成20年度から保険者に義務付けられる特定健診・保健指導に向けて、生活習慣病の予防対策にも積極的に取り組んでいく必要があります。現在、国で検討が進められている「後期高齢者医療のあり方」に注目しながら、病院運営を進めていく必要があります。

全国的に医師不足・看護師不足が叫ばれていますが、当院も例外ではなく、非常に厳しい状況となっています。しかし、南部町の保健・医療・福祉の拠点として、地域住民に安心を提供するために、更に地域医療の充実を図っていく必要があります。

(西伯病院事務部長)

戸田 幸治

情 報

町村Navi

行方不明者の捜索費用は自己負担

北海道新得町

町は、山菜採りなどで山に入り道に迷うなどした行方不明者の捜索費用を当事者負担とする「行方不明者の捜索に関する実施要綱」を定めた。

これまで曖昧だった捜索にかかる費用負担を明確にするとともに、山に入る人への注意喚起が目的。4月1日から施行する。

実施要綱によると、対象となるのは山岳遭難を除く町内の家出や山菜採り、山歩きなどの行方不明者。捜索にあたるハンターなどの特殊捜索隊員や、現場職員や消防団などの人員費が当事者負担となる。負担費用は、特殊隊員と消防団員が、4時間当たり1人5,000円、職員等は4,000円とした。食糧等は現物提供してもらう。ただし、生活保護世帯などは費用負担を免除する。

ポイントカードで納税

富山県立山町

町は3月から、地元商工会が発行するポイントカードで町税や公共料金が納付できる制度を始めた。納税機会の拡大が目的で、町ではポイントカードの会員を増やして地域活性化にもつなげたい考え。

同カードは、地元商工会の「立山ファミリカード」が発行するもので、加盟55店舗で4万円分の買物をすると500円の商品券として利用できる。このポイントを利用できるもの、福島県矢

祭町の取組みを参考にした。

納付できるのは、町税や水道料や保育料のほか、住民票など各種証明書の手数料なども含まれる。

子育て支援の協賛企業を募集

長野県下諏訪町

町は来年度、乳児のいる保護者を町内の企業や店舗が独自に提供するサービスで支援する「子育て応援カード事業」を始める。4月以降に誕生した乳児のいる保護者と同カードを配布、同制度に協賛する店舗で提示するとサービスが受けられる。

地域全体で子育てを応援するのが目的で、保護者の経済的・精神的な負担を軽減する狙いがある。町と地元商工会との協働事業。

現在、同事業に協賛する企業や店舗等を募集しており、企業等の特性を活かした独自サービスや特典、応援などを求めている。町は例として、店内に親子の遊び場やオムツ交換スペースの設置、食料品の割引などを挙げていく。

HPで「住情報」を提供

長野県飯島町

町は、ホームページ上に民間事業者が提供する賃貸・売買物件情報を掲載した「飯島町住情報ネットワーク」を開設した。

町が進める定住促進策の一環。同ネットには、町内に不動産を持つ民間11社と町土地開発公社が参加しており、HP上の地図で、地区毎の物件情報を見ることが出来る。なお、契約や問合せは当事者

間で行ってもらおう。

HPにはこのほか、雄大なアルプスを望む豊かな自然をアピールするため、町内13カ所の風景写真も掲載している。

ICタグで登下校情報を確認

岐阜県岐南町

町は1月から、町内3小学校に通う児童の登下校情報を保護者にメール配信する「通学安心システム」を始めた。児童を犯罪から未然に防ぐのが目的。

同システムは、各小学校の通門に設置されたセンサーが、児童のランドセルに付けられたICタグの信号を読み取り、登下校を確認する仕組み。希望した保護者にメールが送信される。登下校の情報は、各家庭専用のホームページでも確認できる。保護者の負担は、ICタグの電池代(約200円)のみ。

2月末までに町内3小学校の全児童の6割が同システムを利用している。町では今後、徘徊老人の対策など福祉分野での活用も検討している。

巨大「丸石」見学会を実施へ

熊本県多良木町

町は4月に町民を対象とした「榎木の丸石と新緑見学会」を実施する。昨年8月の豪雨時に林道の土砂崩れの中から突如出現した巨大な「丸石」で地域の活性化を図るのが目的。

「丸石」は現在、町の中心部から24キロ離れた山間部に置かれており高齢者などは訪れにくい。このため、町民を対象としたバスツアーを企画したも

の。

なお、町が丸石の名称を全国公募したところ、約1,400件の応募があったという。



まるごとオーナー制度を創設 鹿児島県宇検村

村は、都市住民を対象とした会員制度「宇検村まるごとオーナー制度」を創設した。会員は特産のタンカン等の木の所有者になれるほか、東北福祉大学と提携した健康ツアーに参加できるなどの特典がつく。

会員は個人が入会金50万円で、期限は4年間。1年単位で延長ができる。法人は99万円で期限は7年間となり、2年単位で延長することができる。特典はこのほか、村内の宿泊施設が毎年14泊まで無料になったり、会員専用のホームページで特産品や健康食品等を特別価格で購入できる。また、農作物の栽培を希望する場合は、土地30坪を年間1万円で貸与するなどの特典がつく。

ペットとナチュラルに暮らす

クリエイター ももせいづみ

ペットに安心なお掃除グッズを揃えたいもの

ペットを飼う人が増えていいます。特にマンションなどにペット可の集合住宅が増え、室内で犬や猫、ハムスターなどの小動物を飼う家庭が増えました。騒音やにおい対策など、守らなければいけないマナーがあることはもちろんですが、家族が快適に暮らしていくためのさまざまな工夫も必要となります。ペットショップではペット専用の消臭剤やシャンプー、お手入れグッズなどたくさんありますが、どれも割高なのは否めませんが、とはいえ人間よりもからだが小さく、誤飲や誤食をはじめ床や家具なども舐めてしまうことのあるペットに、刺激の強い住宅用洗剤や、香りがきついシャンプー、薬剤などはなるべく使いたくないものです。

ナチュラルに暮らす知恵、いろいろ試してみたいかがででしょうか。

トイレ対策はクエン酸パワーで！

ペットを飼って最初に困るのが、そそつしたときの糞尿の始末やにおい。十分に掃除しないとにおいが残ってしまいます。ただ、普通に住宅用洗剤でそうじをしても、においはなかなか取れないことが多いものです。

尿には、酢やクエン酸がよく効きます。酸が尿に含まれるアンモニアを分解するので、いやなお臭が残りにくいのです。特にオススメはクエン酸。クエン酸は薬局、生協、自然食品店などで手に入ります。五〇〇ミリリットルの水にクエン酸を小さじ一杯溶かしたものをスプレー容器に入れて常備しておき、おしっこ跡をこれでふき取ります。重曹があれば、尿の上に振りかけ固まらせて処分し、そのあとにクエン酸を吹き付けて拭き取れば万全。コーティング処理がしてあるフローリング

は、酸で表面がはがれてしまうことがあるので、最後に十分に水拭きしておくこともお忘れなく。重曹やクエン酸は食品なので、ペットがなめても安心です。

部屋にこもったペット臭にはお茶がオススメ

家にペットがいることに慣れてしまうと、知らず知らずのうちに部屋の中にペット臭が蓄積しているものです。こまめな掃除が必要ですが、換気をよくして空気清浄機を使うなどの工夫も必要です。においを消すために芳香剤を使ったり、お香やアロマを焚いたりする人もいますが、嗅覚の敏感なペットにとっては逆に不快な香りになることもあります。使うなら、エッセンシャルオイルなど自然な香りのものを中心に、適宜換気しながら焚くようにしましょう。

わが家では茶香炉でお茶を焚くことで、こもりがちな部屋のにおい対策にしています。エッセンシャルオイルもいいのですが、香りの種類によっては好き嫌いがあつたり、料理のにおいと合わなかつたりするため、食事ときは使いたくないなどの制限があるのも確かです。食卓のある部屋にペットがいる場合には、お茶を焚くのがオススメです。茶香炉がなければ

フライパンで茶葉を大きじ一杯ほど軽く炒ってから、お皿に入れて部屋に置いてみてください。

香りつき重曹で洗濯もそうじもラクラク

ペットの使っているタオルや毛布、クッションやマットなどは、洗濯してもにおいが残ってしまいがち。においがきついなあと思うものを洗濯するときには、あらかじめバケツの水に重曹をカップ一杯ほど溶かしたものに漬けおきしてから、洗濯機で洗うと効果的です。重曹は高い消臭効果があるため、ペットシートを捨てるバケツや、においのきついゴミの袋にひとつかみ撒いておいても、いかなにおいを抑えることができます。

こうしたナチュラル素材を使った洗濯やそうじには、エッセンシャルオイルやアロマオイルを併用するもの効果的。重曹にエッセンシャルオイルを数滴たらし、香りつき重曹を作っておき、洗濯やそうじ、消臭に活用してみてください。自然な香りの効果でにおい問題を快適に解決してくれます。除菌効果のあるティーツリー、虫除け効果のあるレモングラスヤシトロナなどが、ペットにはオススメです。

随 想

随 想

評論より先ず行動



新潟県出雲崎町長
小林 則 幸

「温故知新」と申しますが、過ぎし年を回顧総括しますと、安倍政権の誕生、東で西でそして南で知事の犯罪が暴かれ、夕張市の財政破綻、戦後最長の景気拡大が続く中で格差社会の勝ち組負け組と格

差が歴然とし、子供のいじめ・自殺が相次ぎ、社会に強い衝撃を与えました。さらに地球温暖化が進み常識を超えた異常気象と災害発生に、性根を据えた抜本的な対応が政府に夫々求められておりま

出雲崎海岸全景



す。

また、笛や太鼓の狂騒の中で平成の大合併は進み、新潟県も11市町村が35市町村となり、さらに合併協議を進める市町村を加えると、全国最優等県となろうとしております。果たして合併は吉となるでしょうか。また国と地方の役割を見直す地方分権改革推進法が成立、道州制論議と合わせ第二の改革期を迎える中、政治家、指導者の真価を問われる正念場であろうと心得ております。

斯かる中、自らに課する事は評論家である前に、「命限りに根限り」使命感をもって、「命ある限り精力ある限り」事にあたり、結果責任は自らにあり、と退路を断ち、果敢に行動挑戦すべきであるということ。

平成14年当町においても単独が合併かその枠組みを巡って論議が高まる中、合併に対する自らの考え方を議会や町民各位に明確に伝え、各位のご意見批判を仰ぎ、最大公約数を求め希望のもてる合併を進めることが肝要と決断いたしました。そこで、「町村合併に対する私の考え方」と題して、次の7項目にわたり（紙面の都合上、詳細は割愛）率直に私の考え方を示したところであります。

国が市町村合併を進めることに
対する私の受け止め方

現状認識

心配されること

斯かる中で合併をいかに受け止め、どう対処すべきか

結論

その理由

結び

その後、地域懇談会、意向調査と数々の手法を重ね、基本的には提示したものを理解いただいた中で合併協議を進め、合併後の新町の名称も「良寛町」と決定いたしました。登山に例えるならば八合目に到達し、頂上を目前に最後のトライを試みる直前、Y町の町長に対するリコール、辞職と混乱、加えて大水害、中越大震災、さらに新町建設計画の大規模事業を巡りそれがマグマとなり鳴動し、これ以上論議を重ね亀裂を深めることを回避し、夫々の町村が新しい歩みを進めることが将来に利するであろうと、合併問題に終止符が打たれました。

身を苛まれるような厳しい試練に遭遇しながらも、貴重な体験教訓をいただきました。

仕切り直しとなった当町は、直ちに17年、21年の5か年間の行財政スリム化プログラムを作成し、

随 想

町民の理解をいただき自立の道を歩みながら今日にいたっておりませぬ。財政基盤も安定し、小さな町が大きな挑戦を目指しつつ、少子高齢化が進む中、時代要請に添ったプロジェクトをも順調に進めているところでありませぬ。

私も昭和63年、町長に就任馬齢を重ね、20年目を迎えておりませぬ。顧みずと就任時、45億円余の事業費で進められたつたつた観光拠点施設計画を白紙に戻し、その後身の丈にあつた歴史文化自然の息衝く出雲崎の情報発信基地として「天領の里」を開設、直営で満13年経過、黒字経営を続けてまいりました。

また、バブル最盛期ゴルフ場を中心としたリゾート開発に350億円投資の民間企業の開発計画が浮上し、大勢は受け入れ容認空気の中で絶対ノーを貫き通しました。また昭和40年代に町が誘致した畜産団地の養豚・養鶏業者が経営危機におち入り、さらに環境汚染が広がり全国各地から産廃業者、種々団体が乱入、住民を巻き込んで大混乱する中、厳しい批判を受けながらも、岩手県に次ぐ二番目となる公共開与の廃棄物処分場「エコパークいずもざき」を苦渋の選択とは言え、建設に成功したことなどが思い出されます。こ

れら数々の薄水を踏む思いの中で眠れぬ夜も続く中、ままよ「身を捨ててこそ浮かぶ瀬あり」正しきによりて滅びるならば滅びてもよし「断じて滅びず」先人の思いを糧として行動し、夫々の局面で、もし判断を誤つていたならと今背筋の寒くなる思いであります。

前途さらに厳しい試練が予想される中、ひるむことなく出雲崎らしさを更に成熟させ、「小さくともキラリと光る町づくり」を目指し、町民共々歩みを進めてまいりたいと思ひます。政治はその場の評価ではなく時代の流れの中で真の評価が定まることを心とし結果責任に意を用い、日々全力を傾注してまいる所存であります。

終わりに、日経新聞1月連載の「私の履歴書」で江崎玲於奈氏は最後に「過去は記録が残され容易に訪ねられるが未来を訪ね指針を得よ」と述べられておりますが、今の私の最も心すべき言葉と受け止めております。



豊かな生活 住みよい環境をつくる

安全有利な

公営企業債券

この債券の発行によって調達した資金は、地方公共団体の経営する公営企業や生活基盤整備等の事業に融資されます。

当公庫は、政府保証国内債、政府保証外債、財投機関債など投資家のニーズに合わせて多様な債券を発行しています。

発行条件や格付情報など詳しくは当公庫ホームページをご覧ください。

【<http://www.jfm.go.jp/> の「投資家の皆様へ」】



公営企業金融公庫

情 報

政策リーダー

政策リーダー

住民基本台帳法
改正案閣議決定

総務省は、平成19年3月9日、住民基本台帳法改正案を閣議決定した。

同省は、住民票の写しの交付制度について、有識者6人で構成する「住民票の写しの交付制度等の在り方に関する検討会」を設置、見直し作業を進めていた。今回の改正案は、同検討会が2月末にまとめた報告書を反映させた内容となっている。

同法案によると、原則として誰でも住民票の写し等の交付を請求できるとして現行の交付制度を見直し、個人情報保護に十分留意した制度として再構築するとともに、転出等の際の本人確認を厳格化し、なりすまし防止を図るとしている。

具体的には、住民票の写し等の交付請求できる場合を、自己又は自己と同一世帯に属する者、国・地方公共団体の機関、債権回収や債務履行に必要といった正当な理由のある第三者に限定している。さらに、交付請求や、転出入といった住民票記載事項の異動届があった際、市区町村に本人確認を行うよう義務付ける。

このほか、不正手段を用いて住民票の写しの交付を受けた者に対する罰則を強化し、10万円以下の過料から30万円以下の罰金に改める。

なお、類似する戸籍謄抄本の交付制度については、同様の内容を盛り込んだ戸籍法改正案が3月6日に閣議決定されている。

「地上アナログ放送終了に伴う
テレビの排出台数予測」公表される

家電メーカーなどの業界団体である(社)電子情報技術産業協会は3月6日、家電リサイクル制度の評価検討を行う中央環境審議会と産業構造審議会の合同会合において、「地上アナログ放送終了に伴うテレビの排出台数予測」を公表した。

同予測によると、2006年末時点でのアナログテレビの残存数量は8,580万台あり、そのうち、5,037万台が買替えのため今後5年間で排出される。

これに加え、デジタルチューナーなど、地上デジタル対応の機器との組み合わせにより使用されると見込まれる2,115万台を除いた1,428万台が、2011年前後に排出される可能性がある。この1,428万台が2011年を中心に全量排出されるとした場合、2011年には、買替えに伴う排出分と合わせ、約1,800万台が排出されることも想定されるとしている。

家電リサイクル法施行後、家電4品目(エアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機)の不法投棄台数が全国的に増加しており、特に町村部において増加の傾向が強い(環境省)。経済産業省の推計によると、平成17年のブラウン管テレビの排出台数は899万台である。これが2011年に1,800万台に増加すれば、不法投棄台数が大幅に増加する可能性もある。

今後、不法投棄対策を進めるに当たって、町村としてもこの動向を注視していくことが必要となる。

過疎地域の集落調査まとめ
国土交通省

国交省はこの程、国土形成計画の策定に向け中山間地域の集落の実態を把握するため、過疎法に基づく過疎地域の全国775市町村を対象に、昨年4月に実施した集落の状況調査(中間報告)を取りまとめ公表した。

65歳以上の高齢者が人口の5割を超え、冠婚葬祭などの共同生活が困難な集落を「限界集落」と呼ぶが、このような集落が中山間地等を中心に全国的に増えてきている。

全国の過疎地域には、6万2千の集落があるが、今後消滅の可能性のある集落は2393あり、7年前の調査に比べ284増えていることが今回の調査で明らかになった。地域別では、四国が最も多く、中国、九州と続く。

平成11年の調査以降に消滅した集落は、191でその要因は自然消滅が約6割、公共工事による集団移転が2割を占めており、その跡地管理については過半が十分に行われず荒廃がみられ、特に北海道と中国でその割合が高くなっている。

また、草刈や道普請、冠婚葬祭等を共同で行う集落機能の状況については、低下又は維持困難とする集落の割合は、四国、中部、中国で高くなっている。

一方、今後10年間に集落の再編成の見通しがある市町村の割合は全国で23%あり、中部、北陸が高くなっている。

ゆとりとやすらぎのひととき

静かさと心地よさに配慮し、室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとまとめ、ゆとりとしたやすらぎのひとときをお届けいたします。



▲洋室シングル



▲洋室ダブル



▲洋室ツイン

土・日・祝日はリーズナブルに

- 土・日・祝日のご宿泊は、平日料金の**20%OFF**でご利用いただけます。
- 金曜のご宿泊は、平日料金の**15%OFF**でご利用いただけます。
- 和室もごさいます。お問い合わせ下さい。
- 禁煙ルームをご用意いたしました。

ご家族の皆様方も
割引料金で
ご利用いただけます。

シングル 119室 平日料金 9,817円(税・サ込)より
金曜日料金 シングル 8,344円(税・サ込)より
土・日・祝日料金 シングル 7,854円(税・サ込)より

ダブル 12室 平日料金 13,282円(税・サ込)2名利用 ※1名利用の場合11,072円(税・サ込)
金曜日料金 ダブル 11,289円(税・サ込) ※1名利用 9,326円(税・サ込)
土・日・祝日料金 ダブル 10,626円(税・サ込) ※1名利用 8,778円(税・サ込)

ツイン 17室 平日料金 18,480円(税・サ込)より 2名利用
金曜日料金 ツイン 15,708円(税・サ込)より
土・日・祝日料金 ツイン 14,784円(税・サ込)より

全国町村会館へのアクセスガイド

- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」 3番出口徒歩1分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
- タクシー 東京駅から約20分

東京観光地へのアクセスガイド

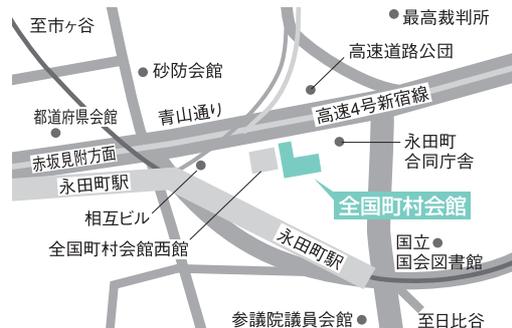
- 東京ディズニーランド/地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
- 浅草/地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
- 東京タワー/地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
- 東京ドーム/地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
- 東京都庁展望台/地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

ご宿泊の予約が、全国町村会館のホームページからお申し込みいただけます。

ご予約・お問い合わせは

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>



全国町村会館

TEL:03(3581)0471

FAX:03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 <http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>